

# IFRSの公開草案「財務報告に関する 概念フレームワーク」における 財務情報の質的特性に関する検討

——慎重性（保守主義）の概念に着目して——

堀 江 優 子

## 目 次

1. はじめに
2. 概念フレームワークにおける質的特性の変遷
  - (1) SFAC 2号における質的特性
  - (2) 1989年「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」における質的特性
  - (3) 現行の概念フレームワークにおける質的特性
3. 公開草案における質的特性
4. 慎重性（保守主義）の概念の変遷
5. おわりに

## 1. はじめに

国際会計基準審議会（International Accounting Standard Board：以下IASBとする）とアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standard Board：以下、FASBとする）は、包括的かつ体系的に首尾一貫した概念フレームワークを構築するために、2004年から2010年まで概念フレーム開発の共同プロジェクトに取り組んでいた。そしてIASBは、従来の概念フレームワー

ク（1989年にIASBの前身である国際会計基準委員会（IASC）から公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」）の見直し作業の成果として、2010年9月に「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、現行の概念フレームワークとする）を公表した。これは、一般目的財務報告の目的と有用な財務情報の質的特性の章のみを差し替えるものであった。

その後、共同プロジェクトはIASBとFASBが他のプロジェクトに集中するために、概念フレームワークに関する作業を中止した。しかしIASBは、2010年から中断していた概念フレームワーク・プロジェクトを2012年に単独で再開した。そして、改訂概念フレームワークの公表に向けて、2013年7月にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下、ディスカッション・ペーパーとする）を公表し、それに対するコメントを受けて、数度の公開草案の原案を公開したのち、2015年5月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、公開草案とする）が公表された。

IASBは、2012年に概念フレームワーク・プロジェクトを再開した時に、一般目的財務報告の目的とともに、有用な財務情報の質的特性の章の根本的な再検討は行わないことを決定した。しかし、ディスカッション・ペーパーに対する多くのコメント提供者が再検討すべきと述べた。それらのコメントに対応して、IASBは公開草案において、「慎重性の概念（不確実性の状況において判断を行う際の警戒心として記述）への明示的な言及を再び導入し、慎重性が中立性の達成のために重要である旨を記述すること」について提案している<sup>1)</sup>。すなわち、質的特性について根本的な再検討は行わ

---

1) 公開草案では、「慎重性」の表現の復活に加え、「忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨を明示的に記述すること」も提案している。すなわち、旧概念フレームワークにはあったが、現行の概念フレームワークでは消滅していた「実

ないとしつつも、「慎重性」<sup>2)</sup>という表現を復活させることを提案している。このことは、FASBとの共同プロジェクトを解消し、IASBが独自に概念フレームワーク・プロジェクトを進めるなかで何らかの変化があったことを表しているのだろうか。

そこで本稿では、財務情報の質的特性における「慎重性」に注目し、これまでの概念フレームワーク改訂プロジェクトの経緯をたどりながら、

---

質優先主義」の表現も復活させるという提案である。これは、現行の概念フレームワークは、結論の根拠では、何かを経済的実質ではなく法的形式に従って会計処理することは忠実な表現をもたらさないと指摘しているものの、形式に対する実質の優先への明示的な言及が記載されていなかった。しかし、これを明示することで明瞭性が高まるであろうことに同意し、次のように示している。「財務報告書は、経済現象を言語と数字で表現するものである。有用であるためには、財務情報は、目的適合性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象を忠実に表現しなければならない。忠実な表現は、単なる法形式に関する情報だけではなく、経済現象の実質に関する情報を提供する。基礎となる経済現象の将来的実質と異なる法的形式についての情報提供は、忠実な表現をもたらさない。」(公開草案2.14) 旧概念フレームワークから、現行の概念フレームワークへ改訂される際に実質優先主義の表現が削除された理由は、実質優先は重複したものであるため、忠実な表現の個別の構成要素とは考えられていないからである。

- 2) 慎重性はいわゆる保守主義と同義で用いられている。保守主義とは、会計学大辞典によると「企業会計の一般原則の一つである。わが「企業会計原則」においても、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」と指示している。しかし保守主義は、とかく誤解されやすい。そのため特に「注解」が設けられ、「過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な報告をゆがめてはならない」といましめている。保守主義は、慎重性の原則ともいわれているように、悲観主義である。会計処理にさいしてAの方法とBの方法がある場合、利益がより少なく算出される結果となる方法をとるのが保守主義である。しかしその場合、AもBもともに合理的なものでなければならない。そうでないと企業会計の真実性という枠からはみ出してしまうからである。」としている。

図表1 概念フレームワーク改訂の時系列

IASC	IASB		FASB
旧フレームワーク		1980	SFAC, No. 2
		1989	
	【共同プロジェクト】	2004	【共同プロジェクト】
	現行フレームワーク	2010	SFAC, No. 8
	【単独プロジェクト】	2012	
	討議資料	2013	
	公開草案	2015	

IFRS の概念フレームワークの根底にある会計観との関係から検討したい（図表1）。

## 2. 概念フレームワークにおける質的特性の変遷

IFRS の現行の概念フレームワークは、2010年に公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」であるが、その改訂以前は1989年に IASC から公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」であった。現行の概念フレームワークにおける質的特性を明らかにするために、1989年「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」からどのように改訂されたのか整理しておく。

### (1) SFAC 2号における質的特性

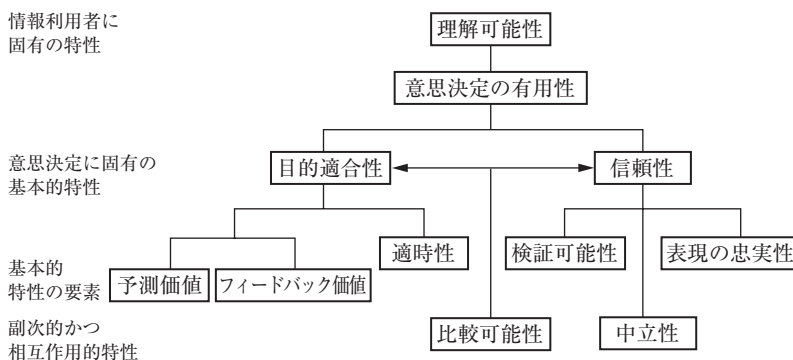
IASC の1989年「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」は、FASB の一連の概念フレームワーク（Statements of Financial Accounting Concepts：以下 SFAC とする）の公表をうけて作成されたものであるため、まずは FASB の概念フレームワークのうち質的特性を扱った SFAC 2号の特徴を明らかにする。

SFAC 2 号は、SFAC 1 号と財務諸表の構成要素、認識と測定等に関する他の SFAC 各号との間の橋渡しというべきものとして説明されている。つまり SFAC 2 号は、財務諸表の目的を扱う SFAC 1 号と、その目的をいかに達成すべきかを扱った他の SFAC とを、FASB の基準で求められる情報をもつべき特徴についての考え方を共有することで結び付けるものである。

SFAC 2 号は、意思決定のための有用性を最も重要なものとして位置付けた会計的特性の階層構造 (SFAC 2, Figure1) をとり、会計情報の質的特性を以下のように説明している (SFAC 2, paras. 33-40) (図表 2)。

財務諸表が提供する情報を利用者にとって有用なものとする属性 (すなわち質的特性) のうち、必要不可欠な基本的特性として目的適合性 (Relevance) と信頼性 (Reliability) を挙げている。つまり、会計情報は目的に適合するものであり、信頼できるものでなければならないということが基本的特性である。もしも、それらの特性のいずれか一方が完全に失われたら、当該情報は有用ではなくなる。この基本的特性である目的適合性と信頼性は、それぞれいくつかの内訳要素に分けられる。情報が目的に適合

図表 2 SFAC 2 号の質的特性の階層構造



出所：SFAC 2, para. 32, Figure 1 より抜粋して作成。

するためには、当該情報は適時性をもたなければならず、かつ、予測価値もしくはフィードバック価値のいずれか、またはその両方をもたなければならぬ。すなわち、目的適合性は、予測価値 (Predictive Value)、フィードバック価値 (Feedback Value)、適時性 (Timeliness) の3つの内訳要素をもつ。そして、情報が信頼しうるものであるためには、当該情報は表現の忠実性を兼ね備えていなければならず、同時に検証可能かつ中立的なものでなければならないとされている。すなわち、信頼性は検証可能性 (Verifiability) と表現の忠実性 (Representational Faithfulness) という2つの内訳要素をもち、中立性 (Neutrality) という副次的かつ相互作用的特性に支えられている。また、首尾一貫性 (Consistency) を含んだ比較可能性 (Comparability) は、財務情報の有用性を高めるために目的適合性および信頼性の2つに関連する副次的特性とされている。また、階層構造全体に対して2つの量的な制約が加えられている。情報が有用であっても、コストがかかりすぎるなら当該情報を提供することができないこともある。そのため、情報が有用でしかも提供するに値するものであるためには、情報のベネフィットがそのコストを上回るものでなければならない (Costs and Benefits) という一般的制約条件が示されている。また、すべての特性は重要性 (Materiality) の識閥が制約条件とされている。そして、情報利用者に固有の特性として理解可能性 (Understandability) が、情報利用者の特徴と意思決定に固有の情報の特性とを結び付ける役割を果たしている。

SFAC 2号において、信頼性の内訳要素として挙げられている表現の忠実性は、「ある測定値もしくは記述と、それが表現しようとする現象とが対応または一致することをいう。会計において、表現されるべき現象は、経済的資源および義務ならびにそれらを変動させる取引および事象である」(SFAC 2, para. 63) とされている。ここで、会計において表現されるべき対象を、「経済的資源および義務ならびにそれらを変動させる取引およ

び事象」としているのは、まさに資産負債アプローチの思考を反映したものであると考えられる。

財務会計および財務報告のための概念フレームワークの基礎として資産負債アプローチと収益費用アプローチのいずれが採用されるべきかという選択は、財務諸表の構成要素の定義に違いとなって現れる。その結果、大きく重なり合うものではあるが、財務諸表に含まれる範囲に違いが生じることになる。そのため、会計のアプローチの違いによって会計が表示すべき対象にも違いが現れる。したがって、概念フレームワーク・プロジェクトの一環として検討された会計情報の質的特性は、概念フレームワークの基礎として選択されたアプローチの影響を受けるはずである。1979年12月に出された公開草案「財務諸表の構成要素」から資産負債アプローチの立場を選択するようになった以上、それと同時期に検討された質的特徴にも資産負債アプローチの思考が取り入れられたと考えるのが自然である<sup>3)</sup>。

本稿における着眼点である慎重性(保守主義)の概念については、SFAC 2号の質的特性の階層構造には挙げられていないということがわかる。しかし、SFAC 2号において保守主義について何ら触れていないわけではなく、次のようにFASBの保守主義の概念についての見解が表れている。

「経営および経済活動には不確実性がつきものであるため、財務会計および財務報告においては慎重性を意味する保守主義のような慣行を受け入れる余地があるが、その場合、この慣行は注意深く適用される必要がある。「測定において起こりうる誤謬は、純利益および純資産を過大表示する方向ではなく、それらを過小表示する方向に作用す

---

3) 資産負債アプローチの採用が質的特徴に与える影響については、堀江優子(2011)で詳しく検討した。

る」ということを選好するために財務報告に偏向をもたらし、その結果、保守主義は、表現の忠実性、中立性および比較可能性（首尾一貫性を含む）のような重大な質的特性と矛盾する傾向にある。保守主義が意味しないことをはっきりさせることは、しばしば保守主義が意味することをはっきりさせることと同じくらい重要である。」(SFAC 2, para. 92)

まずここで、慣行となっている保守主義が表現の忠実性、中立性および比較可能性と矛盾する傾向があるという立場を明確に示している。

「保守主義とは、企業環境につきものの不確実性およびリスクが十分に考慮されていることを保証するために、不確実なものに対して慎重に対処することである。したがって、将来において受け取られまたは支払われるべき金額について2つの見積りがあり、それがほぼ等しい場合には、あまり楽観的ではない方の見積値を採用するのが保守主義である。しかしながら、2つの見積値が等しくなそうな場合、必ずしもより悲観的なほうの数値を採用することが、保守主義であるとしているわけではない。もはや保守主義は、利益の存在についての十分な証拠が得られるようになるまでその利益の認識の繰延を要求するものでもなければ、また、損失が発生しているという十分な証拠が得られる前に当該損失を認識することを許容するものでもない。」(SFAC 2, para. 95——下線筆者)

そして、会計観として資産負債アプローチを採用したSFAC 2号においては、従来よりもさらに狭義に保守主義の概念をとらえていることがわかる。



「FASBは、経営成績を首尾一貫して過小表示しようとするれば、かかる経営成績に関する情報の信頼性および誠実性の問題を生じさせるおそれがあり、また長期的にみれば、おそらく経営成績を過小表示するという当初の目的を達成できないことになるであろうという点に注目している。その種の報告は、たとえ善意であるとしても、本ステートメントにおいて述べた望ましい特徴との整合性を欠くものである。他方、FASBは、例えば過度に楽観的な実現の見積りにおいてみられるような慎重さを欠く報告も、上述の場合と同様に、望ましい特徴との整合性を欠くということにも注目している。稼得利益の内訳要素を見積る際の偏向は、過度に保守的であると否とを問わず、通常、損益の合計数値よりもむしろそれらの計上時点に影響を及ぼす。結果的に、過度に保守的であろうと、保守的でなかろうとのいずれにせよ、不当に過度な方法をとれば、一方の投資者グループをあたかも他方の投資者グループよりも有利または不利であるかのように誤導させることになるといえよう。」(SFAC 2, para. 96)

「慎重さを欠く報告によってもたらされる投資者への損害を回避する最良の方法は、報告されるものが、それが本来表現しようとするものを表現していることを保証しようとすることである。本ステートメントにおいては、財務報告の信頼性は、株主その他の者に対して報告される事象および取引をめぐる不確実性の性質および程度を開示することによって高められるということを指摘してきた。いまだ完了していない取引が首尾よく完結するであろうという見通しをあらかじめ評価する場合、しばしば、懐疑的になることはある程度までやむを得ない。その目的は、財務諸表の利用者が報告される事象の将来の成果について自己の意見を形成できるような最良の状況に置くことでなければならない。健全な懐疑主義に基づく慎重な報告は、その成果に確信

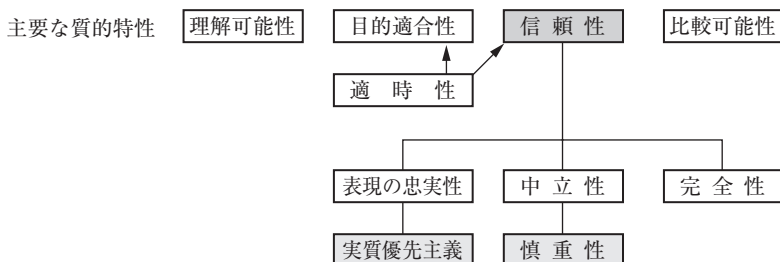
をもたらし、長期的には、FASB の支持母体に代表される各種の利害関係者のすべてに最も役立つことになる。」(SFAC 2, para. 97—下線筆者)

すなわち、SFAC 2 号における保守主義の概念は、認識あるいは測定のルールとして作用するものではなく、「健全な懐疑主義に基づく慎重な報告」を要求するものにすぎないと考えられる。

## (2) 1989年「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」における質的特性

1989年「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(旧概念フレームワーク)においては、財務諸表が提供する情報を利用者にとって有用なものとする属性として、4つの主要な質的特性を挙げている(図表3)。理解可能性(understandability)、目的適合性(relevance)、信頼性(reliability)、比較可能性(comparability)である。そして、信頼性の下に表現の忠実性(faithful representation)、実質優先主義(substance over form)、中立性(neutrality)、慎重性(prudence)および完全性(completeness)を挙げている。

図表3 1989年「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」における質的特性



SFAC 2号とは異なり、信頼性を支える要素として慎重性（保守主義）を質的特性に含めている点に特徴がみられる。

財務諸表が提供する情報が有用であるためには、信頼し得るものでなければならない。情報は、重大な誤謬および偏向が除去され、またそれが表示しようとするかあるいは表示されることが合理的に期待される事実を忠実に表現したものとして利用者が信頼する時に、信頼性の特性を有する。そして、財務諸表に記載される情報が信頼性を有するためには、それが表示しようとするかあるいは表示されることが合理的に期待される取引その他の事象を忠実に表現しなければならず（表現の忠実性）、中立である、すなわち偏向がないものでなければならない（中立性）。また、重要性およびコストの制約はあるが、それが信頼性を有するためには完全なものでなければならない（完全性）。(IASB [1989] paras. 31, 33, 36, 38) このように、主要な質的特徴である信頼性を支える要素として表現の忠実性、中立性、完全性が挙げられている。そして中立性の説明に続けて、次のように慎重性について述べている。

「しかし、財務諸表の作成者は、多くの事象と状況に不可避免的に伴う不確実性、例えば、不良債権の回収可能性、工場および設備の見積耐用年数ならびに生じ得る保証請求件数の見積りなどに対処しなければならない。このような不確実性は、その性質および程度を開示することにより、また財務諸表の作成に際して慎重性を行使することにより認識される。慎重性は、不確実性の状況下で要求される見積りにあたって必要とされる判断の行使に関して、資産または収益の過大表示および、負債または費用の過小表示とならないように、ある程度の用心深さを要求するものである。しかし、慎重性の行使によって、例えば、秘密積立金もしくは過大な引当金の計上、資産もしくは収益の故

意の過小表示または負債もしくは費用の故意の過大表示となることは、財務諸表が中立性を失い、したがって信頼性の特質を有しなくなるため、容認されるものではない。」(IASB [1989] para. 37——下線筆者)

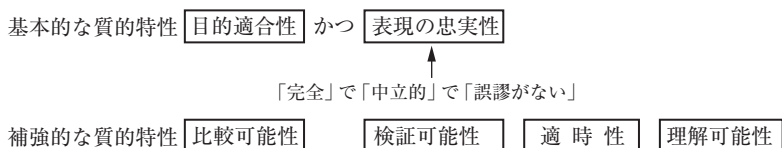
ここでは、過度の保守主義は否定しながらも、見積りに際して保守主義が適用される余地を認めている。すなわち、過度ではない保守主義を適用した情報は中立性があり、信頼性の特質を有するといえる。

### (3) 現行の概念フレームワークにおける質的特性

2010年にIASBから公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」では、基本的特性として目的適合性(Relevance)と表現の忠実性(Faithful Representation)の2つを挙げ、これらを補強する質的特徴として比較可能性(Comparability)、検証可能性(Verifiability)、適時性(Timeliness)、理解可能性(Understandability)の4つを挙げている(QC4)。これは、FASBとの共同プロジェクトの成果として公表されたものである(図表4)。

旧概念フレームワークから大きく変わっているのは、基本的特性が信頼性から表現の忠実性に置きかえられたことである。そして、旧概念フレームワークでは表現の忠実性と共に信頼性の内訳要素とされていた検証可能性が、基本的特性からはずれている点である。現行の概念フレームワークにおける表現の忠実性は、次のように説明されている。

図表4 現行の概念フレームワークにおける質的特性



「財務報告は、経済的事象を言葉と数値で表現したものである。財務情報が有用であるためには、関連する事象を表現するだけでなく、表示しようとする対象である事象を忠実に表現するものでなければならない。完全に忠実な表現をするためには、完全な (complete)、中立的な (neutral)、誤謬のない (free from error) という3つの特徴を充たさなければならない。もちろん、完璧に忠実な表現というのは滅多に達成できない。当審議会の目的は、可能な範囲内でそれらの質を最大化することである。」(QC 12)

旧概念フレームワークにおいては、目的適合性と信頼性のトレードオフ関係が存在していた。しかし、現行の概念フレームワークにおいてはそのようなトレードオフ関係はないと考えられる。まず目的適合性があるかどうか判断され、目的適合性がある事象について、その記述に関して表現の忠実性が考慮される。そのため、ここでの表現の忠実性という質的特徴は、表示しようとする事象の対象範囲を決定するための指標にはなり得ず、単に測定属性の選択の指標となるにすぎないと考えられる。そしてその場合に、目的適合性を重視することで、測定属性として公正価値が選択される可能性を高めているといえる。表現の忠実性に関する説明の中で、会計において表現されるべき対象を「経済的資源および義務ならびにそれらを変動させる取引および事象」として強調する表現を除いたのは、その傍証になると考えられる。

そして、信頼性を表現の忠実性に置き換えたことに伴って、慎重性への言及を削除した。それは、慎重性という用語が中立性と不整合となる形で解釈される可能性があることを懸念したためである。このことについて次のように説明している。

「資産、負債、収益または資本の保守的な見積りを慎重に反映することは、過度に楽観的と感じられてきた一部の経営者の見積りの影響に対抗するために望ましいと考えられてきたこともあった。しかし、現行のフレームワークに現れている意図的な誤表示の禁止があってもなお、慎重であれという勧告は偏りにつながる可能性が大きい。ある期間において資産の過小表示または負債の過大表示を行うと、その後の期間において財務業績の過大表示につながることが多い。これは慎重であるとも中立的であるとも記述することのできない結果である。」  
(BC 3. 28—下線筆者)

現行の概念フレームワークは、FASB との共同プロジェクトの成果物であるため、FASB の影響を強く受けていると考えられる。

### 3. 公開草案における質的特性

公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」における質的特性は、現行の概念フレームワークに挙げられている基本的特性としての目的適合性 (Relevance) と表現の忠実性 (Faithful Representation) の2つ、およびこれらを補強する質的特徴としての比較可能性 (Comparability)、検証可能性 (Verifiability)、適時性 (Timeliness)、理解可能性 (Understandability) の4つと変わっていない。しかし IASB は公開草案において、「慎重性の概念 (不確実性の状況において判断を行う際の警戒心として記述) への明示的な言及を再び導入し、慎重性が中立性の達成のために重要である旨を記述すること」について提案している。すなわち、質的特性について根本的な再検討は行わないとしつつも、「慎重性」という表現を次のように復活させることを提案している。

「中立性は、慎重性の行使によって支えられる。慎重性とは、不確実性の状況下で判断を行う際に警戒心を行行使することである。慎重性の行使は、資産および収益を過大表示せず、負債および費用を過小表示しないことを意味する。同様に、慎重性の行使は、資産および収益の過小表示や負債および費用の過大表示を認めるものではない。そのような誤表示は、将来の期間における収益の過大表示または費用に過小計上につながる可能性があるからである。」(公開草案2.18—下線筆者)

このような提案に至った背景として、結論の根拠において次のように述べている。

ディスカッション・ペーパーにコメントした人々の多くが、概念フレームワークにおいて慎重性への言及を復活させるべきだという見解を示した。(BC 2.5) しかし、慎重性の概念の理解は人によって様々であり、慎重性の理解と解釈は、大きく「注意深さとしての慎重性」と「非対称な慎重性」とに分かれる。注意深さとしての慎重性は、不確実性の状況下で判断を行う際に用心深くあることの必要性を指し、利得および資産に関する判断において、損失および負債に関する判断よりも用心深くあることの必要性という含意はない。他方、非対称な慎重性は、損失は利得よりも早い段階で認識されるとする (BC 2.6)。

また、慎重性の理解と解釈は、中立性という用語の理解と結び付いている。中立性には、「中立的な会計方針の選択」と「会計方針の中立的な適用」の側面がある。中立的な会計方針の選択は、描写しようとしている項目を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するための会計方針を選択することであり、会計方針の中立的な適用は、選択した会計方針を中立的な(偏りのない)方法で適用することである (BC 2.7)。

IASBは、不確実性の状況下で判断を行う際の警戒心としての慎重性が、会計方針の中立的な適用に役立つ可能性があると考えている。したがって、注意深さとしての慎重性は、資産、負債、持分、収益および費用の忠実な表現を与える際の1つの要因である(BC 2.9)。そのため、公開草案において注意深さとしての慎重性として定義した「慎重性」という用語を再導入することを提案している(BC 2.10)。

現行の概念フレームワークでは、慎重性が中立性と矛盾するという立場をとっていたのが、公開草案では、慎重性が中立性達成のために重要であるという立場に変化している。

#### 4. 慎重性(保守主義)の概念の変遷

それでは概念フレームワークの改訂の経緯のなかで、慎重性の概念はどのように変わってきたのだろうか。

IFRSの概念フレームワーク作成において出発点になったであろう、FASBのSFAC 2号には、次のような記載がある。

「財務報告における保守主義は、もはや純資産および純利益を慎重かつ首尾一貫して過小表示することを意味しているわけではない。FASBがこの点を重視するのは、保守主義と慎重な過小表示は美徳であるという考え方が長い間同一視されてきたためである。このような考え方を改めようと、過去40年間にわたり努力をしてきたにもかかわらず、そのような考え方は深く浸透しており、いまだにみられる。通常、保守主義という慣行は、かつて、「損失が計上すれども利益を計上せず」という格言において表明され、貸借対照表が(しばしば唯一の)基本財務諸表とみなされ、損益その他の経営成績の詳細が企業外部に対してごくまれにしか公開されない時代に形成された。財務諸



表の主たる外部情報利用者である銀行その他の与信者にとっても、資産を過小表示すればするほど、借入金その他の負債の担保に供される資産の安全性が高くなるので、資産の過小表示は自己のために望ましいことであると広く考えられていた。」(SFAC2, para. 93——下線筆者)

SFAC 2号の公表が1980年であるので、ここでいう「過去40年間」とは1940年前後からの40年間を指している。そして、「保守主義と慎重な過小表示は美德であるという考え方が長い間同一視されてきた」というのは、『SHM 会計原則』による会計上の保守主義に関する、「資産や利益の過大評価は全くの誤りであるが、過小評価には異論がなく、全く美德であるというのが支配的見解である」<sup>4)</sup>という記述にも表れている。これは債権者保護を目的として、財政状態の健全性や安全性、あるいは債務支払能力の表示が重視された静態論的会計思考がとられていた時代における保守主義の概念である。

「しかし、貸借対照表のみならず期間利益に関する情報提供がひとたび通常の実務慣行になってくると、資産の過小表示は、その後の会計期間においてしばしば利益の過大表示につながるということが明白になった。」(SFAC 2, para. 94)

投資者保護を目的として、分配可能利益や収益力の表示を重視した動態論的会計思考がとられるようになった時代においては、保守主義に基づくある期間の資産の過小評価は、その期間の利益を減少させるが、その後の期間においてその分だけ利益が増大することになり、資産の過小表示は美

---

4) T.H. Sanders, H.R. Hatfield and U. Moore (1938) p. 12.

徳とはいえなくなった。取得原価主義の立場から、保守主義が正しい収益力の表示を阻害しないものでなければならないという意味で、保守主義の概念が変化してきたことを指している<sup>5)</sup>。

このように、静態論的会計思考から動態論的会計思考（すなわち収益費用アプローチ）へと会計観が変化することで、保守主義の意味も変わったといえる。さらに、SFAC 2号においては、会計観が資産負債アプローチへと変化したことで、さらに狭い概念へと変わっている。SFAC 2号における保守主義とは、企業環境につきものの不確実性およびリスクが十分に考慮されていることを保証するために、不確実なものに対して慎重に対処することである。予測される損失を認識するか否かは、その見積りに十分な証拠があるかどうかによって決定されるのであって、保守主義によって決定されるものではないという立場である。すなわち、SFAC 2号における

- 5) ゴーイング・コンサーン（継続企業）の前提と会計基準の関係について論じた論文、安藤（2001b, pp. 124-128）によれば、図表5のように保守主義の否認論と、容認論を採る文献が紹介されている。そこでは、保守主義の否認論はいずれも会計情報の外部利用者の観点に立っていると指摘されており、保守主義の容認論はいずれも会計を行う企業自身の立場および債権者保護の観点に立っているとしている。ここでいう保守主義は、「慎重な過小表示は美德である」と同義の概念であると考えられる。

図表5 保守主義の否認論・容認論の文献

保守主義の否認論			保守主義の容認論		
発行年	著者	タイトル	発行年	著者	タイトル
1940	ペイトン＝リトルトン	『会社会計基準序説』	1938	サンダース＝ハットフィールド＝ムーア	『会計原則のステートメント』
1965	ハンドリックセン	『会計理論』	1968	アドラー＝デューリング＝シュマルツ	『株式会社の計算と監査（4版1巻）』
1968	ビアマン＝ドレピン	『財務会計』	1978	EC理事会	『第4号指令の理由書』
			1988	太田哲三＝飯野利夫	『改訂会計学』

保守主義の概念は、認識あるいは測定のルールとして作用するものではなく、「健全な懐疑主義に基づく慎重な報告」を要求するものにすぎないと考えられる。公開草案の分類に従えば、「注意深さとしての慎重性」である。

つぎに、IFRSの旧概念フレームワークは、SFAC 2号とは異なり、信頼性を支える要素として慎重性（保守主義）を質的特性に含めている点に特徴がみられた。そしてそこでは、過度の保守主義は否定しながらも、見積りに際して保守主義が適用される余地を認めており、保守主義の概念は、「非対称な慎重性」である。「非対称な慎重性」としての保守主義であったため、その後それは中立性と矛盾するとされ、現行概念フレームワークでは「慎重性」の表現が削除された。つまり、現行概念フレームワークにおいては、保守主義の概念は「注意深さとしての慎重性」であるといえる。現行概念フレームワークはFASBとの共同プロジェクトの成果であるため、FASBの影響を強く受けたことが容易に想像できる。そして公開草案で採られている保守主義の概念も「注意深さとしての慎重性」であるため、それが指すものを明確に示し、慎重性が中立性の達成のために重要であると表現されるようになったものと考えられる。

## 5. おわりに

IASBの公開草案は、純利益（profit or loss）を企業業績の主要な指標と位置付け、その他包括利益も一部リサイクリングする必要があるという立場が表明されていることもあり、揺り戻しあるいは原点回帰が起こっているとみる向きもある。しかし、本稿で焦点を当てて検討してきた質的特性における慎重性（保守主義）に限っていえば、従来の非対称な慎重性への原点回帰という流れはみられない。公開草案における「慎重性」の表現の復活は、資産負債アプローチの採用以降、変容した保守主義の概念を明確

に定義し直すためのものであると考えられる。

とはいえ、IFRSの旧概念フレームワークにおいても資産負債アプローチが採られているにもかかわらず、保守主義の概念が非対称な慎重性とされていたのは、そこでの資産負債アプローチの概念がFASBのものとは違っていたからだと指摘できる。すなわち、旧概念フレームワークでは基本的には資産負債アプローチを採用しつつも、利益を業績の測定値と位置付け、収益から費用を差し引くことで利益を求めるという立場をとっており、適正な期間損益計算の枠内での慎重性の概念が残っていたものと考えられる。そのため、非対称な慎重性が信頼性を支える要素として質的特性を構成していたものと思われる。公開草案で純利益 (profit or loss) を企業業績の主要な指標と位置付けていることと、保守主義の意味するものの関係について、今後の議論の過程に注目していきたい。

#### 参考文献

- FASB (1980), SFAC No. 2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*. (平松一夫, 広瀬義州訳 (2004) 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社)
- FASB (2010), SFAC No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*.
- Financial Accounting Standards Board, *Statements of Financial Accounting Concepts*, FASB.
- IASB (2010), *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB (2013), Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASB (2015), Exposure Draft, *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- IASC (1989), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- Sanders, T.H., H.R. Hatfield and U. Moore (1938), *A Statement of Accounting Principles*.
- 安藤英義編著 (2001) 『簿記会計の研究』中央経済社。
- 安藤英義 (2001a) 「保守主義の原則と重要性の原則—各国の会計基準等と会計の機

能一」(第10章) 101-119ページ。

安藤英義(2001b)「ゴーイング・コンサーンと会計基準」(第11章) 120-132ページ。

概念フレームワークに関する研究委員会編(2001)『概念フレームワークに関する調査』(財)企業財務制度研究会。

堀江優子(2011)「概念フレームワークにおける質的特徴に関する一考察—資産負債アプローチが質的特徴に与える影響について—」『産業経理』第71巻第2号, 190-198ページ。

